

制 度 名	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却							
税 目	所得税・法人税（措法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27）							
要 望 の 内 容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項（産業振興施策促進事項）を関係大臣（農林水産・総務・国土交通）の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域において、個人又は法人（中小企業者：資本金 1 億円以下）が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業（地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業）の用に供したときは、5 年間の割増償却（償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の 24%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 36%）ができる制度。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">個人及び資本金 5,000 万円以下の法人</td> <td style="width: 50%;">資本金 5,000 万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格 500 万円以上</td> <td>取得価格 1,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">個人及び法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価格 500 万円以上</td> </tr> </table> <p>〈要望の内容〉</p> <p>個人又は法人が産業振興施策促進事項に基づく、機械・装置等を取得した場合の割増償却について適用期限の 2 年延長を要望する。</p>		個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上	個人及び法人	取得価格 500 万円以上
	個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人						
	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上						
	個人及び法人							
取得価格 500 万円以上								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ ▲300 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲300 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）	
平年度の減収見込額	－ 百万円							
（制度自体の減収額）	（ ▲300 百万円）							
（改正増減収額）	（ － 百万円）							

(1) 政策目的

振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。

(2) 施策の必要性

① 山村は、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえると、上流に存在する広大な森林の保全を図り森林の保水力を適切に保持することがますます重要となっているが、そのためには、これらの森林管理の担い手である山村のコミュニティや生活基盤を維持し、持続可能なものとする必要がある。不可欠である。

② 他方、近年、山村では、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態（1985年比で総人口が約6割に減少）であり、現時点で対策を取らなければ、山村は、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割（全部山村）となっており、単体で施策を講じることが難しい状態にあり、都道府県、国が連携しながら問題に対応することが必要となっている。

③ 農林水産業・地域の活力創造プランにおいても「中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する」等人口減少社会における農山漁村の活性化について位置づけられている。

④ 山村振興法においては、平成27年3月の法改正の趣旨に合わせて、地域資源を活用した地域内発的な産業振興を図るため、地域資源を活用する製造業、農林水産物販売業に係る機械や建物等の投資に対する割増償却等の税制特別措置や、地域資源を地域ぐるみで活用するためのソフト活動を支援する山村活性化交付金が新たに設けられた。

⑤ その中でも税制特別措置の適用を受ける場合は、新たに策定された山村振興計画の中に産業振興施策促進事項を記載する必要があるが、山村振興基本方針の改定数及び市町村での山村振興計画の見直作業は年々増加傾向にあり、平成30年度に産業振興施策促進事項の策定を予定している市町村は16、平成31年度には31、平成32年度には24の市町村が策定を予定しており、平成30年3月時点で策定済みの13市町村を含め、平成32年度までに84市町村で策定されることが見込まれている。このように、産業振興施策促進事項の策定も年々増加しているため、H30年度以降は適用件数も増加するものと考えられる。

⑥ これら地域に支援策を行き渡らせ、本来の効果を発揮させるためには、本税制の特別措置を2年間延長することが、最も有効な手段である。

以上より、振興山村で引き続き平成31年3月で期限となる振興山村法の税制特別措置の延長を要望する。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農村の振興</p> <p>[政策分野] 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号 （略）観光の開発、地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成（略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>○同法第13条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、山村の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン （平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂） Ⅱ 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 Ⅲ 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。 また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、（略）中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 （2）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。 こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出 地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。 こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。 （中略）</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出 食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡</p>
---	--	--	---

		<p>大に関する総合的な施策の在り方について検討する。 農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」（ソーシャル・ビジネス）など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ 政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>								
	政策の達成目標	<p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用を確保すること等を通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p>								
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長（平成31年4月1日～平成33年3月31日）								
	同上の期間中の達成目標	<p>租税特別措置を講じることにより、平成31、32年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村ごとに少なくとも1件の投資が生じるものと想定すると、それぞれ55名、43名の新規雇用者が創出されることを目標とする。これにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p> <p>（目標とする新規雇用者数の算定根拠）</p> <p>① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町（八頭町、豊田市、岡崎市他）において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資見込件数は47件である。</p> <p>② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。</p> <p>（式） <math>88（新規雇用数計：人） \div 47（投資数：件） \approx 1.8人/件</math></p> <p>③ H29年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」（以下、設備投資実績等調査という。）によると、産業振興施策促進事項を策定予定の市町村数は、H31年度は31市町村、H32年度は24市町村（下表参照）であり、それぞれ最低1件の投資があると想定（1市町村＝1件）した場合、新規雇用数は、H31年度は55人（1.8人/件×31市町村）、H32年度は43人（1.8人/件×24市町村）の増加が見込まれ、2年間では98人の新規雇用が創出されると推計される。</p> <p>H31、H32年度に産業振興施策促進事項を作成予定の市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>平成30年度 （参考）</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>16市町村</td> <td>31市町村</td> <td>24市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出展：地域振興課調べ）</p>	No.	平成30年度 （参考）	平成31年度	平成32年度	計	16市町村	31市町村	24市町村
No.	平成30年度 （参考）	平成31年度	平成32年度							
計	16市町村	31市町村	24市町村							
	政策目標の達成状況	<p>前回要望時の目標（振興山村における本特例を活用した事業者の進出等に伴う平成29、30年度の新規雇用者数30人、40人/年度）の達成状況については、平成29年度の本税制措置の適用を前提とした新規事業による新規雇用者は30人となっており目標を達成している。</p>								
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成31年度（推計）：32件 減収額（461万円） 平成32年度（推計）：44件 減収額（634万円）</p>								

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>1 平成27年3月に山村振興法が改正され、都道府県における山村振興基本方針の改定後、それを受けて市町村が山村振興計画の改定が行われている。税制特例措置を適用するためには、更に、山村振興計画の中に産業振興施策促進事項を記載する必要がある。</p> <p>2 当課で実施した調査では、平成30年度中に産業振興施策促進事項を策定予定の振興山村市町村数は、16市町村であり、平成31年度、平成32年度も31市町村、24市町村が策定予定としている。</p> <p>3 これらの市町村において、投資に伴う新規雇用の創出が期待されることから平成31、32年度の2年間で55件の新たな投資が行われ98人の新規雇用者が見込まれる。</p> <p>以上のことから、本措置は有効であると考えられる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>		<p>〔・地方自治体が不動産取得税、固定資産税について不均一課税を課した場合の減収補填措置〕</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>「山村活性化支援交付金」(H27～) (780百万円)(H30予算額)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>1 山村活性化支援交付金は、 ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成等のソフト事業 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む市町村等を支援するものである。</p> <p>2 一方、本特例は、個々の民間事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>3 したがって、両者については、 ① 山村活性化支援交付金は、市町村を支援することにより、地域における組織作りや人材育成等を支援する役割を担う ② 税制優遇措置は、①の結果生まれた組織等が行う設備投資を支援する役割を担う という関係にあり相互補完的である。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>1 本特例措置は、振興山村の産業振興に関する方針に合致した事業(地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業)を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>2 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されないことから、必要最小限で的確な措置となっている。</p> <p>3 山村地域では、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。本特例措置を継続して地域資源を有効に活用して地元の小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、山村地域の自立的で内発的発展を目指す必要がある。</p>

			<p>4 産業振興施策促進事項を策定した市町村は平成 27 年 1 件、平成 28 年 4 件、平成 29 年 8 件と年々増加しており、平成 30 年度以降も 16 件、31 件、24 件と見込まれることから、適用件数の増加に寄与するものと考えられ、税制措置の効果が発揮されると見込まれる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別 措置の 適用実績</p>	<p>平成 27 年度：適用数 一件（154 件）、減収額 ー 万円（実績）  平成 28 年度：適用数 一件（16 件）、減収額 ー 万円（実績）  平成 29 年度：適用数 1 件（12 件）、減収額 10.5 万円（聞き取り調査）</p> <p>平成 27 年度、28 年度の適用数、減収額は、「適用実態調査の結果に関する報告書」（第 193 回、第 196 回国会提出）より引用した。  平成 29 年度の適用数、減収額は、産業振興施策促進事項を策定した市町村から聞き取りにより把握した数値を記載した。  また、適用数の括弧内の数値は、平成 27 年度が平成 27 年度税制改正要望時の推計値を、平成 28、29 年度が平成 29 年度税制改正要望時の推計値をそれぞれ記載した。</p> <p>括弧書きで示した各年度の推計値と実績値については、乖離しているが、その原因は以下のとおりである。</p> <p>【平成 27 年度】  平成 27 年度の推計値 154 件は、製造業 112 件、旅館業 32 件に、平成 27 年度の拡充要望であった農林水産物等販売業 3 件、電気業・熱供給業 7 件を加えた推計値である。拡充要望の結果、対象事業種は、「地域資源を活用する製造業」「農林水産物等販売業」となり、平成 27 年度の実績値とは、前提条件が異なっている。  しかしながら、平成 27 年度の実績の適用数は 0 件であり、前提条件が異なることを踏まえても数値は乖離している。  その原因については、山村振興法の改正を受けて、平成 27 年度中に産業振興施策促進事項を策定した市町村が鳥取県八頭町のみであったことが原因と考えられる。</p> <p>【平成 28 年度、平成 29 年度】  平成 28 年度、29 年度の推計値 16 件、12 件は、平成 27 年 3 月の法改正を受けて、対象事業種は、「地域資源を活用する製造業」「農林水産物等販売業」となり、税制特例措置を受けるためには産業振興施策促進事項を策定し、山村振興計画に記載する必要があることから、当方調査により「産業振興施策促進事項を策定する」と回答した市町村において最低 1 件の投資が見込まれるとして設定した。  しかしながら、平成 28 年度の実績の適用数は 0 件、平成 29 年度の実績の適用数は 1 件であり、数値は乖離している。</p> <p>その原因については、平成 28 年度は、平成 27 年度と同様に産業振興施策促進事項を策定した市町村が愛知県豊田市を含めた 4 市町村であったことが原因と考えられる。平成 29 年度は、産業振興施策促進事項を策定した市町村が熊本県八代市を含めて 8 市町村と増加したが、5 市町村は平成 29 年度末の策定であったことが原因と考えられる。</p> <p>山村振興法の改正を受けて、平成 29 年度末までに産業振興施策促進事項を策定した市町村が鳥取県八頭町を含め 13 市町村のみであったことが原因であると考えられるが、県が策定する山村振興基本方針、市町村が策定する山村振興計画それぞれの策定数も年々増加傾向にあることから産業振興施策促進事項を策定していない市町村においても事務処理が順次進めば、適用件数の増加が見込まれる。</p> <p>平成 30 年 3 月時点で産業振興施策促進事項を策定した 13 市町（八頭町、豊田市、岡崎市等）と平成 32 年度までに策定を予定する市町村数の合計は 84 であり、振興山村地域においては引き続き本税制が必要である。</p>

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>平成 28 年度適用実態調査結果          ① 租税特別措置法の条項 第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27          ② 適用件数 0 件          ③ 適用額 0 円</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>1 平成 27 年 3 月に山村振興法を改正し、税制特例措置の対象事業種を「製造業、旅館業」から「地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業」とし、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げたところである。</p> <p>2 法改正に伴い取得価額要件が、500 万円以上に引き下げられたことにより、税制特例措置の対象となる投資件数が増えると想定され、広範囲にわたった支援が可能となった。</p> <p>3 また、対象とする事業種を「地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業」に改めたことにより、地域資源を生産している農林漁家等への直接的な経済効果も期待され、地域振興を促進する有効な手段になると考えられる。</p> <p>4 具体的には、鳥取県八頭町の(有)ひよこカンパニーでは、振興山村区域内に農家レストランを建設し、43 名の新規雇用を生み出し、自社で供給出来ない米、野菜等を地域の農家から購入するなど、地域の活性化に寄与する取組が行われている。熊本県八代市の(農)鶴喰なの花村では、米の乾燥調整設備一式を導入し、米のブランド化に取り組む中で今後、農家レストランや農産物直売所の建設により地元野菜を活用した漬物等も含めて長期的な地域の活性化に寄与する取組も行われている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数 70 (名/2 年間)</p> <p>(根拠)          H28 農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を策定予定の市町村数は、H29 年度は 12 市町村、H30 年度は 16 市町村(下表参照)であり、それぞれ最低 1 件の投資があると想定(1 市町村=1 件)した場合、新規雇用数は、H29 年度は 30 人(2.5 人/件×12 市町村)、H30 年度は 40 人(2.5 人/件×16 市町村)の増加が見込まれ、2 年間では 70 人の新規雇用が創出されると推計した。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時は、平成 29、30 年度の新規雇用者数 29 年度 30 人、30 年度 40 人と想定していたが、平成 29 年度実績は 30 人であった。</p> <p>平成 30 年度中は、16 市町村で産業振興施策促進事項を策定する見込みであることから、16 市町村でそれぞれ少なくとも 1 件の投資が行われると想定した場合、前出の 1 投資当たり 1.8 人/件を乗じて 28 人(推定値)となる。</p> <p>このため、平成 29 年度、平成 30 年度とも新規雇用数は、達成する見込みである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 21 年度：創設          平成 23 年度：対象事業からソフトウェア業を除外し、適用期間を 2 年延長          平成 25 年度：適用期間を 2 年延長          平成 27 年度：適用期間を 2 年延長          対象業種を製造業、旅館業から地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業に見直し          平成 29 年度：適用期間を 2 年延長</p>